



いまさら聞けない製品の品名の違い

同じ様な用途で使う製品でも品名表示が異なる場合があります。同じメーカーが品名表示の違う複数の製品を出している場合もあり、どのような基準か気になります。品名表示には、「名は体を表す」で、その製品の持つ特徴が表現されています。製品を上手に選び使いこなすうえで、知っていて損はありませんので、ここでレビューしてみましょう。



洗剤と洗浄剤

洗剤と洗浄剤の違いは家庭用品品質表示法で規定されています。家庭用品品質表示法では、洗浄の主な作用が界面活性剤によるものを「洗剤」と呼び、それ以外の酸やアルカリ、酸化剤等の化学作用によるものを「洗浄剤」としています。また、この時「洗剤」は衣料用、食器台所用、住居用の用途の洗浄に供されるものを指し、化粧石けん、シャンプー等は「身体洗浄料」として別に区別されています。

ポイントは、洗浄作用が主に何に由来するかによる分類であるということです。洗浄剤は酸やアルカリ、次亜塩素酸ナトリウムなどの酸化剤が主体ですので、一般に洗浄力は高いが、皮膚や眼に対する刺激性・損傷性があったり、洗う対象物の素材によっては基材損傷性があったりしますので注意を要します。洗剤は界面活性剤が主体ですが、さらに洗浄力を高めるために、補助的に酸やアルカリ剤などが使われることがあります。つまりアルカリ性の洗剤や酸性の洗剤もあり得るということです。

芳香剤と消臭剤

これはもう読んで字のごとくで、芳香剤は空間に芳香を付与するもの、消臭剤は臭気を除去または緩和するものと定義されています。しかし、ややこしいのは、消臭剤にも香りが付いた製品があることです。

一般に、消臭には化学的消臭、物理的消臭、生物的消臭、そして感覚的消臭の4つの方法が知られています。消臭剤は用途や対象とする臭気物質によって、これらの消臭方法を組み合わせて製品設計が行われています。感覚的消臭は香料や精油などの芳香作用を利用した方法ですので、感覚的消臭を組み込んだ消臭剤には香りがあるということになります。

リンス、コンディショナー、トリートメント

これらに明確な定義はありません。しかし一般的には、リンスとコンディショナーはどちらも、主に髪の毛の表面をなめらかにするものです。髪の毛のすべりをよくすることで、キューティクルの傷みを防ぎ、パサつきにくくします。リンスとコンディショナーには内容的に違いはなく、言い方だけが違うものと考えてよさそうです。

一方、トリートメントは髪の毛の内部に成分を浸透させて、髪の毛の状態を整える、髪の毛の傷みをケア・補修

したり、髪の質感をコントロールしたりするなどの機能があります。リンス・コンディショナーの機能を併せ持つタイプがほとんどなので、シャンプーの後はトリートメントだけでも十分な仕上がりが得られます。

これらのヘアケア製品は、メーカーによって様々な特徴を持つ製品が開発されていますので、製品情報をよく確認してからお使いになるとよいでしょう。

洗口剤と液体歯磨き

洗口液と液体歯磨きに内容（成分）的な違いはありません。ともに液体剤型の製品で、使用方法が歯ブラシによるブラッシングを行うかどうかの点が異なります。洗口液は歯ブラシを使わずに、適量、口に含んですすぐことにより、主に口臭の防止や口中の浄化をするものです。液体歯磨きは適量を口に含み、ブラッシングをする、あるいは適量を口に含み吐き出した後、ブラッシングをすることにより、口臭、むし歯の予防に加え、歯周病などの口腔疾患の予防をするものです。また、液体歯磨きはチューブ入りの練りハミガキと違い、細かい粒子状の清掃剤（研磨剤）を含んでいません。どちらも、使用後に水ですすぐ必要はありません。むしろ、水ですすぐがない方がより効果的です。ただし、洗口液や液体歯磨き剤を吐き出した後、違和感や刺激感などが気になる場合は、水で軽くすすぐとよいでしょう。

いずれの場合も品名表示で確認できます。さらに詳細な製品情報を知りたい場合は、製造メーカーのウェブページやお客様相談室等へ問い合わせるとよいでしょう。